# 保護具の製式 （昭和三十三年法務省令第九号）

バンド及び遊び革は、表面薄水色の牛革製とし、腕に接する部分は、薄水色のフエルト張りとする。

尾錠及び遊び金は、薄水色に着色した鉄製とする。

形状及び寸法は、別図のとおり。

# 附　則

この省令は、公布の日から施行する。